



東久留米市
第3次
教育振興基本計画

令和6年度事業計画

令和6年2月

東久留米市教育委員会

「東久留米市第3次教育振興基本計画 令和6年度事業計画」（令和6年2月）は、計画期間が令和6年度から令和10年度までの5年間である「東久留米市第3次教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を市教育委員会が着実に推進していくため、6年度から毎年度、実施する事業を示していくものです。

令和6年度の事業計画からは、「基本計画」との関連がより明確となるよう、【施策の方向性】を示し、「基本計画」に合わせ単年度の指標も入れるなど、【6年度の実施事業】の位置付けが分かりやすい内容に改めました。

I 子どもの未来を育む学校教育

I 人権尊重の精神の涵（かん）養と健やかな心と体の育成

基本施策1 個性を認め合う教育の推進

（1）人権尊重教育の充実（指導室）

【施策の方向性】

指標：「自分にはよいところがあると思う（肯定的回答）」の児童・生徒の割合を80%以上とする。

ア）人権教育の推進

- 女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人、LGBT、感染症等による差別等の人権課題に対して引き続きあらゆる偏見や差別をなくすために、人権尊重の理念の定着を図ります。
- 各小・中学校で人権教育全体計画を作成し、毎年見直しを行い、教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進することができているか、横断的・系統的な指導を展開できているかについて、継続して検証します。
- 人権教育推進委員会を計画的に開催し、各学校における人権教育の一層の充実を図ります。

【6年度の実施事業】

- ①教育活動全体を通じた組織的・計画的な人権教育を推進するために人権教育全体計画を作成するとともに、子どもたちの人権感覚を一層養うために人権尊重推進月間（さわやか月間）の取り組みを実施します。
〔指標：全国学力・学習状況調査の質問紙において、「人が困っているときは、進んで助けていますか」の設問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合 小学校95%以上 中学校90%以上〕
- ②教員の人権感覚を高めるために、人権教育推進委員を対象とし、外部講師を招聘した研修会を実施するとともに、東京都人権教育推進校の研究発表会に参加します。
〔指標：研修した内容を職員会議や校内研修会等で報告することなど、学校全体に研修成果を還元した学校の割合100%〕

イ）自己肯定感・自己有用感の醸成

- 各教科等及び特別活動など学校教育全体を通して、自分のよさを実感する経験を積み重ね、生きる力や意欲の源となる自己肯定感・自己有用感を育む指導を行います。
- 市内の小・中学校が集う連合行事や生徒会サミット等を開催し、互いのよさを認め合う機会とします。

○多世代交流、ボランティア活動、地域の自然や人と触れ合う学習活動など地域と連携した教育活動を通じて、相互理解を深め、自己肯定感・自己有用感の醸成を図ります。

【6年度の実施事業】

- ③児童・生徒のよい点や可能性を広げ、深めるために、連合作品展・書写展、連合音楽会（小学校）及び生徒会サミット（中学校）等の機会を活用します。

〔指標：全国学力・学習状況調査の質問紙において、「自分には、よいところがあると思いますか」の設問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合 小学校85%以上 中学校80%以上〕

- ④子どもたちの健やかな成長を家庭や地域、関係機関・団体が連携して見守ることができるよう学校公開や学習成果の発表などの教育活動を実施するとともに、他の児童・生徒の範となる児童・生徒を教育委員会で顕彰します。

〔指標：年6回以上の学校公開及び教育委員会表彰に児童・生徒を推薦した学校の割合 100%〕

（2）いじめ問題の対応（指導室）

【施策の方向性】

ア）東久留米市いじめ防止対策基本方針に基づいた取り組みの推進

○教員のいじめに対する正しい理解と意識の向上を図り、いじめを見逃さずに早期に発見し、組織的に対応します。

○教員の指導力の向上を図り、いじめの未然防止への取り組みを積極的に推進します。

○全ての子どもたちが楽しく、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校の教育活動全体を見直すとともに、いじめの未然防止に向けて、子どもたちの主体的ないじめの未然防止の取り組みを推進します。

○スクールカウンセラーと連携し、組織的な相談体制づくりや丁寧な初期対応を確実に行うことで、児童・生徒にとって安心・安全な環境をつくります。

○6月、11月、2月の年3回、いじめ防止授業等を確実に実施し、「いじめは絶対に許さない」という認識を醸成させます。

【6年度の実施事業】

- ⑤学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめの未然防止に努めるとともに、学校ホームページに公表することで、家庭や地域、関係機関と連携していじめの早期発見、早期対応に取り組みます。

〔指標：いじめ防止等の対策の取組状況において、「児童・生徒の気になる様子を把握した場合に小さな事例でも報告することを徹底している」と回答した学校の割合 100%〕

- ⑥スクールカウンセラーと連携し、組織的な相談体制づくりや丁寧な初期対応を確実に行います。

〔指標：いじめ防止等の対策の取組状況において、「年3回以上のいじめを把握するためのアンケートを順次実施し、その内容を教職員間（スクールカウンセラー等の心理職を含む）で共有している」と回答した学校の割合 100%〕

- ⑦ふれあい月間等において、いじめ防止授業を確実に実施するとともに、管理一覧を作成していじめの把握と解消までの対応を確実に行います。

〔指標：全国学力・学習状況調査の質問紙において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の設問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合 100%〕

〔指標：いじめ防止等の対策の取組状況において、「いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している」と回答した学校の割合 100%〕

イ) 情報モラル教育の推進

- 他人への影響を考え、行動に責任を持つことや、有害情報への対応等の情報モラル教育を行います。
- 家庭や地域と連携し、ネット上の情報やサービス等を、情報セキュリティ対策を講じた上で正しく安全に利用しようとする態度を、家庭や地域と連携しながら育みます。
- 東京都教育委員会が策定した「SNS東京ルール」を基に、各学校が策定した「SNS学校ルール」を年度ごとに各校で見直し、児童・生徒に指導するとともに、各学校において「SNS家庭ルール」の策定を各家庭に呼び掛け、保護者への啓発を行います。
- 生活指導主任研修会を中心に、情報モラル・セキュリティに関する情報交換や研修を行い、インターネットによるいじめの防止について共通理解を図ります。

【6年度の実施事業】

- ⑧各教科、領域等やセーフティ教室等において、計画的・組織的に情報モラル教育を行います。

〔指標：情報活用能力育成全体計画に、情報モラル、情報セキュリティの指導内容を策定した学校の割合 100%〕

- ⑨SNS学校ルールを見直すとともに、SNS家庭ルールの策定を各家庭に呼びかけて家庭や地域と連携した情報モラル教育を行います。

〔指標：SNS学校ルールの見直しとSNS家庭ルールの策定・啓発に取り組んだ学校の割合 100%〕

(3)不登校問題への対応(指導室)

【施策の方向性】

ア)相談体制の充実

- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等と連携するとともに、国・都・市の教育相談体制を紹介し、子どもたち自身の困り感に応じた教育相談体制の充実を図ります。
- 教育相談室やスクールソーシャルワーカーを中心に、保護者に対し、不登校への理解や不登校となった児童・生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実を図ります。
- 困難な課題を抱える家庭に対し、支援を充実させるため、児童相談所、医療機関、こども家庭支援センター、福祉との連携強化を図ります。

【6年度の実施事業】

- ⑩小学校5年生、中学校1年生の全員面談を行うなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、相談しやすい環境を整えます。

〔指標：全国学力・学習状況調査の質問紙において、「困りごとや不安がある時に、誰にも相談しない」と回答した児童・生徒の割合 0%〕

- ⑪児童相談所、こども家庭センター、医療機関等との連携強化を図り、リーフレットの配布や一人1台端末を活用するなど、子どもたちに自身の困り感に応じた教育相談体制があることを周知します。

〔指標：小学校５年生、中学校１年生の全員面談及び教育相談体制の周知を行った学校の割合１００％〕

イ) 不登校対策の充実

- 全小・中学校の不登校への取り組みをさらに高めるとともに、個別支援シートを活用し、不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導の充実を図ります。
- 学習適応教室を充実させ、学習内容も自学自習を基本としつつ、子どもたちの意思を尊重しながら、読書や運動、コミュニケーションを主としたゲーム、調理実習、ものづくり、レクリエーションなどのさまざまな体験活動を行います。
- 不登校児童・生徒やその保護者の支援を強化するために、学習適応教室に加え別室登校等の多様な支援の充実を図ります。

【６年度の実施事業】

- ⑫不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導の充実を図るため、個別支援シートを保護者と共有し、活用します。

〔指標：個別支援シート一覧表において、不登校を理由とする欠席が年間３０日以上の子
童・生徒の割合 小学校２．０％以下 中学校７．０％以下〕

- ⑬教科等の学習や体験学習を行う学習適応教室に加え、別室登校などの多様な支援の充実を図ります。

〔指標：不登校児童・生徒のうち、別室登校や学習適応教室、家庭とのオンライン等により、学校や他機関とつながっている児童・生徒の割合１００％〕

(４)特別支援教育の充実(指導室)

【施策の方向性】

ア)個に応じた指導・支援の充実

- 「東久留米市第２次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させます。
- 個々の児童・生徒の実態に応じて、個別の指導計画を作成し、きめ細やかな指導を行います。
- これまでの就学相談や判定会のシステムをより充実させるとともに、小中学校間の連携や、特別な支援を必要とする児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない指導・支援体制を整備・充実します。
- 臨床心理士、就学相談員、東京都立特別支援学校等の特別支援教育コーディネーター、看護師等の多様な人材による支援体制の整備を行います。

【６年度の実施事業】

- ⑭就学支援シートや学校生活支援シートを活用し、未就学段階から中学校卒業まで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。

〔指標：就学支援シートや学校生活支援シートを作成し、目指す児童・生徒の姿を家庭と共有して指導・支援に取り組んだ学校の割合１００％〕

- ⑮各学校において小学校から中学校への円滑な接続、通常学級と特別支援学級の交流、特別支援学校との副籍交流を推進するとともに、医療機関、臨床心理士や就学相談員などの関係機関や巡回心理士など多様な人材との連携を図ります。

〔指標：中学校ブロック内の小・中学校の教員による情報交換会、特別支援学級設置校における通常学級と特別支援学級の定期的な交流、特別支援学校との副籍交流等を行っている学校の割合 100%〕

イ) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- インクルーシブ教育システム構築の理念を実現するために、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ機会を増やすことを追求します。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応える指導を提供できるよう教育環境を整備し、教員の指導力を向上させ、児童・生徒の自立と社会参加の力を育てます。
- 全ての子どもにとって分かりやすい授業を行うため、授業のユニバーサルデザイン化の徹底を図ります。

【6年度の実施事業】

- ⑩インクルーシブ教育システム構築の理念に基づく教員の指導力向上を図るため、特別支援教室及び学級の教員等を対象とし、外部講師を招聘（しょうへい）した研修会を実施します。

〔指標：各校1名以上の教員が研修会に参加し、研修した内容を校内研修会等で報告したり、校内でユニバーサルデザインによる授業等についてOJT研修をしたりするなど、学校全体で取り組んだ学校の割合 100%〕

- ⑪時間や空間などの環境の調整を図るとともに、個に応じた指導方法を工夫し、すべての子どもに分かりやすく、学びやすい授業づくりを推進します。

〔指標：特別支援教室及び学級の授業を校内教員に公開したり、巡回指導教員や特別支援学級担当教員によるOJT研修をしたりするなど、特別支援教育に係る研修を年間数回実施した学校の割合 100%〕

(5) 日本語指導が必要な子どもへの支援

【施策の方向性】

- 学校における日本語指導の充実を図るために講師派遣を行い、日本語指導が必要な児童・生徒の学びの機会を充実させます。
- 日本語指導が必要な児童・生徒について、一人ひとりの状況をきめ細やかに把握し、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携しながら、学校生活を円滑に送ることができるよう支援の充実を図ります。

【6年度の実施事業】

- ⑫民生児童委員、各種ボランティア団体との連携による講師派遣やスクールソーシャルワーカー等の活用により、日本語を習得できていない児童・生徒のための日本語指導や支援に取り組みます。

〔指標：日本語指導が必要な児童・生徒のうち、日本語学習指導講師派遣を要請し、令和6年度末までに指導・支援を受けた児童・生徒の割合 100%〕

基本施策２ 規範意識や他人を思いやる心を育む教育の推進

(1) 道德教育の充実(指導室)

【施策の方向性】

ア)「考え、議論する道德」の実現

- 問題解決的な学習、体験的な学習など多様な指導方法を取り入れた道德の授業を展開します。
- 道德的価値観を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道德教育の充実を進めます。

【6年度の実施事業】

- ①⑨考え、議論する道德の充実に向けて道德教育推進教員等を対象とし、外部講師を招聘した研修会を実施します。

〔指標：各校1名以上の教員が研修会に参加し、研修した内容を校内に還元するなど、「特別の教科 道德」の授業改善に係る研修を行っている学校の割合100%〕

イ) 生命を大切にする心、他人を思いやる心、規範意識等を育む教育の充実

- 「特別の教科 道德」の授業を要として、学校の教育活動全体を通じて道德教育を行い、児童・生徒の道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。
- 保護者・地域・関係諸機関と連携した道德教育を推進し、規範意識の醸成を図ります。
- カリキュラム・マネジメントを通して、地域の環境を生かした自然体験活動やボランティア活動等の社会奉仕体験活動等さまざまな体験活動を行い、道德的实践力を育みます。

【6年度の実施事業】

- ②⑩道德教育全体計画を作成し、教育活動全体を通して組織的・計画的な道德教育を推進します。

〔指標：道德教育全体計画を策定し、教育活動全体を通して組織的・計画的・体験的な道德教育を実施した学校の割合100%〕

- ②⑪道德授業地区公開講座において、講演会や資料等を活用して意見交換会の場を設けるなど、保護者・地域・関係諸機関と連携して道德教育を推進します。

〔指標：道德授業地区公開講座において、全ての学年・学級の保護者や地域住民に向けて「特別の教科 道德」の授業等を公開し、意見交換会等を実施した学校の割合100%〕

基本施策３ 生涯にわたって育む健やかな体づくり

(1) 体育・健康に関する教育の充実(学務課・指導室)

【施策の方向性】

ア) 体力向上や心の健康に関する指導の充実(指導室)

- 運動に親しみ運動能力が高まるように、体育・保健体育の授業の内容を充実させます。
- 日常的に楽しみながらできる運動体験や、自己の体力や技能の向上を実感できる取り組みを取り入れ、生涯にわたる運動習慣の定着を図ります。
- 体力テストの結果を活用し子どもたち自らが課題を見つけ、体力向上への意識を高めるとともに、指導方法の改善に役立てます。

○心身の健康に関する理解・啓発と生活習慣の改善に向けて、薬物乱用防止教室や禁煙キャラバン、SOSの出し方に関する教育、がん教育などを実施し、性に関する指導等、授業や学校健診など学校教育活動全体を通じて、健康に関する指導の充実を図ります。

【6年度の実施事業】

②②児童・生徒の体力・運動能力の向上にむけて、授業や休み時間に運動意欲を高められる活動について、講習会や研修会を実施します。

〔指標：全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、「運動やスポーツをすることが好きですか」の設問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合90%以上〕

②③子どもの学習改善と教師の指導改善に役立てるために、小学5年生及び中学2年生を対象とし、国の体力テストに取り組みます。また、全小・中学生を対象とし、都の体力テストに取り組みます。

〔指標：全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小5・中2における実技に関する調査の体力合計点の状況（全国平均を50とした比較の値）50以上〕

②④セーフティ教室、薬物乱用防止教室、禁煙キャラバン、食育、SOSの出し方に関する教育及びがん教育等を教育課程に位置付け、心身の健康の保持増進に関する指導の工夫を進めます。

〔指標：セーフティ教室、薬物乱用防止教室、禁煙キャラバン、食育、SOSの出し方に関する教育、がん教育及び生命の安全教育を実施した学校の割合100%〕

②⑤健康相談・保健指導を重視して、養護教諭を中心に感染症対策事例や健康相談事例を共有し、指導の充実に努めます。

〔指標：学校保健部会を年10回以上開催〕

イ) 学校における食育の推進と学校給食の充実（学務課・指導室）

○各学校において、食育を担当する教職員を中心に学校栄養士と連携して作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、各教科等の授業の中で食育の視点を踏まえた指導を行います。

○地場農産物の学校給食への日常的な活用に加えて、地場農産物を全面的に押し出した共通献立のイベント給食を「くるめ産給食の日」として毎年実施します。

○中学校給食における献立内容の充実を目指して、あたたかい献立の提供について調査・検討を進め、令和7年度中の導入を目指して取り組んでいきます。

【6年度の実施事業】

②⑥「食に関する指導の全体計画」を策定し、教育活動全体を通して食に関する指導を組織的・計画的に行います。

〔指標：全国学力・学習状況調査の質問紙において、「朝食を毎日食べている」の設問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合100%〕

②⑦学校給食での地場農産物の活用を、引き続き図っていきます。

〔指標：学校給食で使用する地場農産物の割合（金額ベース）について、現状値（令和元年度）を維持〕

②⑧「くるめ産給食の日」を実施し、地場農産物の魅力を共通献立による給食で、児童・生徒に伝えていきます。

〔指標：「くるめ産給食の日」を年1回開催〕

②⑨中学校給食の内容の充実を目的として、個別容器によるあたたかい献立の提供を、令和7年度から開始できるよう準備を進めます。

〔指標：個別容器によるあたたかい献立の提供を各校1回試験実施〕

Ⅱ 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成

基本施策１ 確かな学力の育成

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実（指導室）

【施策の方向性】

ア) 「資質・能力」の三つの柱を育成

指標：各種学力調査の結果において、全国を上回るまたは同等となった学校の割合を60%とする。

全ての学校において、一人1台端末を日常的に活用する。

○各種学力調査の結果を客観的に分析し、児童・生徒の実態に応じた指導の充実を図ります。

○各種研修や指導室による学校訪問等における具体的な指導を継続し、教員の指導力を向上させることを通して、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を各教科等においてバランスよく育成できるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行います。

【6年度の実施事業】

③⑩国及び市学力調査を実施し、調査結果等に基づく授業改善推進プランを作成するとともに、学校ホームページに公表します。

③⑪「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に資するため、「東久留米スタンダード（学習指導編）」を活用し、学校訪問等の際に具体的に指導・助言を行います。

〔指標：全国学力・学習状況調査の結果において、全国の平均正答率を上回るまたは同等となった学校の割合60%以上〕

イ) ICTを活用した教育の充実

○各小・中学校において、ICT教育推進リーダーを中心に一人1台端末やICT機器を使って、デジタルコンテンツ等を活用した授業実践を推進します。

○インターネット環境を活用し、さまざまな事情により登校できない場合における児童・生徒の学びを保障します。

【6年度の実施事業】

③⑫ICTを活用した授業実践や欠席した児童・生徒の学びを保障する取り組みを推進するために、情報担当の教員等を対象とし、研修会を実施します。

〔指標：全国学力・学習状況調査の質問紙において、「児童・生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか」の設問に、ほぼ毎日または週3回以上と回答をした学校の割合80%以上〕

(2) 連携・協働による教育活動の推進（指導室）

【施策の方向性】

ア) 幼保小連携・小中連携による系統的な指導の推進

指標：日常的に幼保小中連携に係る取り組みをしている学校の割合を60%とする。

○教員研修において、小・中学校合同による授業参観、実践報告や協議の時間を拡充します。

○小中連携の日において、一人1台端末を活用するなどした家庭学習を共通テーマとした協議の場を全学校区で設定します。

○保育や学習の記録等を参考にして、小学校入門期では就学前教育との接続を考慮し、中学入学時では小中連携の視点により、学びの連続性を大切に教育を推進します。

【6年度の実施事業】

- ③③小中連携を推進するため、小中連携の日を年3回以上設定し、全学校区共通のテーマで協議をします。

〔指標：全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「近隣等の学校と、教科や教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取り組みを行いましたか」の設問に肯定的な回答をした学校の割合100%〕

- ③④幼保小連携を推進するため、「オープン1年生の日」を設定し、小学校1年生の通常学級、特別支援学級及び特別支援教室の授業等の様子を公開します。

〔指標：「オープン1年生の日」を設定し、幼保小連携に取り組んだ小学校の割合100%〕

イ) 家庭学習の充実

指標：一人1台端末を活用するなどした家庭学習を励行し、全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙の結果において、肯定的な回答（1時間以上）が70%以上とする。

- ICTを効果的に活用した多様な家庭学習を取り入れ、学校での学びと家庭での学びをつなぎます。

- 小中連携担当者連絡会等において家庭学習の効果的な行い方について情報交換し、家庭学習の習慣化について取り組みます。

【6年度の実施事業】

- ③⑤一人1台端末の持ち帰りを励行し、ICTを活用した家庭学習の取り組みを推進します。

〔指標：全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「児童・生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどの端末を、どの程度家庭で利用できるようにしていますか」の設問に、毎日または時々持ち帰って、毎日または時々利用させていると回答をした学校の割合 小学校90%以上 中学校70%以上〕

- ③⑥家庭学習の習慣化に資するため、小中連携担当者連絡会及び小中連携の日において、家庭学習をテーマとした協議を設定します。

〔指標：全国学力・学習状況調査の質問紙において、「平日、家庭学習を全くしない」と回答した児童・生徒の割合0%〕

(3) 子ども読書活動の推進（指導室）

【施策の方向性】

- 読解力や豊かな感性、想像力を身に付けることができるよう、子ども読書活動推進計画に基づく取り組みを通し、本と触れ合う環境を整え、主体的な読書活動につなげます。

- 図書館司書の配置を継続するとともに、公立図書館や学校図書館を使って調べたり、まとめたりした作品を募集し、「図書館を使った調べる学習コンクール」を開催します。

【6年度の実施事業】

- ③⑦朝読書や図書館司書と連携した取り組み（読み聞かせ、ブックトーク、おすすめ本の紹介等）を通して、読書に親しむ環境づくりを推進するとともに、児童・生徒の読書活動を支援します。

〔指標：全国学力・学習状況調査の質問紙において、「読書は好きですか」の設問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合70%以上〕

- ③⑧「図書館を使った調べる学習コンクール」を活用し、公立図書館や学校図書館を使って調べたりまとめたりする取り組みを推進します。

〔指標：「図書館を使った調べる学習コンクール」に作品を応募した学校の割合 小学校 90%以上 中学校50%以上〕

基本施策2 国際社会の担い手を育む教育の推進

(1) グローバルに活躍できる人材の育成（指導室）

【施策の方向性】

ア) 伝統と文化の理解の推進

指標：全ての学校で、日本や世界の伝統文化に触れる機会を教育課程に位置付ける。

○地域資源を活用したり、東京都の事業を積極的に取り入れたりして、外国文化や日本文化等について新たな発見や気づきにつなげ、わが国や自分の地域の魅力に誇りを持ち、他国の人々や文化を理解し、尊重する態度を育てます。

【6年度の実施事業】

㊸学校2020レガシーを踏まえ、東久留米音頭、和太鼓や三味線、箏（そう）を用いた体験的な学習や地域の伝統・文化を守る方との交流などを通して、自国や地域の伝統と文化の理解を図る教育を推進します。

〔指標：全国学力・学習状況調査の質問紙において、「日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思いますか」の設問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合70%以上〕

イ) 英語教育と国際理解教育の推進

指標：全ての学校で英語活動指導員、ALT、デジタル教科書を活用する。

○ALT等の活用やTOKYO GLOBAL GATEWAYの体験活動等、生きた英語が身に付く授業に取り組みます。

【6年度の実施事業】

㊹全ての小・中学校にALT（外国語補助指導員）を配置するとともに、中学校のいずれかの学年において「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の体験活動に取り組みます。

〔指標：全国学力・学習状況調査の質問紙において、「英語の勉強は好きですか」の設問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合70%以上〕

〔指標：全国学力・学習状況調査の質問紙において、「授業では、自分の考えや気持ちなどを英語で伝え合う活動が行われていたと思いますか」の設問に肯定的な回答をした生徒の割合80%以上〕

ウ) 言語活動の充実によるコミュニケーション能力の育成

指標：全ての学校で言語活動の充実を教育課程に位置付ける。

○学校教育全体を通して、体験から感じ取ったことを表現する、事実を正確に理解し伝達する、自分の知識や経験に照らし合わせて、自分なりの考えをまとめて表現するなど、言語活動の充実によって思考力、判断力、表現力等を育みます。

○各教科等の授業において、対話する場や話し合う場を意図的・計画的に取り入れ、言語活動の充実によって、コミュニケーション能力を育みます。

【6年度の実施事業】

- ④全ての小・中学校において、教育課程の指導の重点に「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を位置付け、言語活動の充実やコミュニケーション能力の育成を図ります。

〔指標：全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「言語活動について、国語科を要としつつ、各教科等の特質に応じて、学校全体として取り組んでいますか」の設問に肯定的な回答をした学校の割合100%〕

（２）地域と連携した教育の推進（指導室）

【施策の方向性】

指標：全ての学校で、「ふるさと学習」「SDGsを考えよう」など、地域社会から学び、地域社会に発信し、働きかける学習を教育課程に位置付ける。

- 質の高い教育を提供できるようにするため、地域等の外部人材を積極的に活用した教育を推進します。
- 児童・生徒が地域の自然や人間、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験や学びによって、地域のよさを発見し、地域への愛着を醸成し、社会で主体的に生きる意欲を育みます。
- コミュニティ・スクールの設置が努力義務であることを踏まえ、子どもたちが地域と触れ合い、地域の協力を得ながら育つことができるよう、保護者や地域住民等と連携した学校運営を支援します。
- 地域の産業、企業等の学習資源の有効活用を図り、子どもの発達段階に応じて、体系的・系統的にキャリア教育を推進します。

【6年度の実施事業】

- ④地域や外部人材を生かした体験的な学習活動の充実を図るため、地域連携をテーマとした研究推進校2校（第六小学校・南中学校）において、市内全教員を対象とした研究発表会を実施します。

- ④③全ての小・中学校において、地域社会から学び、地域に働きかける学習を教育課程に位置付けます。

〔指標：地域の教育資源（人的資源・物的資源・環境的資源等）を活用し、体験的な学習を全学年で実施している学校の割合100%〕

〔指標：全国学力・学習状況調査の質問紙において、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の設問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合70%以上〕

- ④④児童・生徒にキャリア形成の見通しをもたせるため、全ての小・中学校におけるキャリア・パスポート活用を促進するとともに、生徒が職場で働く人に直接接し、知識や技能のみならず、学ぶことや働くことの意義を実感できるよう、中学2年生で職場体験を実施します。

〔指標：キャリア・パスポートの活用及び職場体験の実施（中学校）を行っている学校の割合100%〕

Ⅲ 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり

基本施策１ 持続可能な指導体制の整備

(１) 組織としての学校機能の強化（指導室）

【施策の方向性】

ア) 学校評価を活用した学校経営の継続的な改善

指標：全ての学校で、学校評価において学校に対する地域や保護者の理解が深まったと
している。

○学校は学校評価を通して学校運営の成果や課題を明確にし、その結果を学校だよりや学
校ホームページ等で公表します。

○学校公開、学校評価及び学校評議員会等を計画的に行い、その結果を公表し、保護者・地
域と連携した教育活動の充実を図ります。

【６年度の実施事業】

④⑤学校公開や学校評価の機会を活用して保護者等の意見を積極的に聴取し、学校運営の成
果や課題を保護者や地域と共有して教育活動の充実を図ります。

〔指標：全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「教育課程の趣旨について、家
庭や地域との共有を図る取組を行っていますか」の設問に肯定的な回答をした学校の
割合１００％〕

イ) 「学校における働き方改革」の推進

指標：現任校で自分の力を発揮できている（肯定的回答）教員の割合を９０％以上と
する。

授業準備に必要な時間を勤務時間内にとることができる（肯定的回答）教員の
割合を５０％以上とする。

○教員が誇りとやりがいを持って職務に従事し、教育内容の質の向上を図るため、さらな
る業務の見直しや効率化、校務支援・人的支援の充実などの取り組みを推進します。

○教員が心身ともに健康で教育活動に専念できるように、校長のリーダーシップの下で意
識啓発を図るとともに、校務におけるＩＣＴ機器の活用を推進します。

【６年度の実施事業】

④⑥教員の誇りややりがいを客観的に把握するため、ライフ・ワーク・バランスの満足度調
査を実施し、学校における働き方改革や指導室の施策立案等の参考とします。

〔指標：ライフ・ワーク・バランス満足度調査において、「現任校で自分の力を発揮でき
ている」の設問に肯定的な回答をした教員の割合９０％以上〕

④⑦校務改善や効率化に資するため、校務支援システムの活用を促進するとともに、新規採
用教員及び異動者を対象に対象とし、研修会を実施します。

〔指標：全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「ＩＣＴを活用した校務の効率
化（事務の軽減）の優良事例を取り入れていますか」の設問に肯定的な回答をした学校
の割合１００％〕

(２) 教員の資質・能力の向上（指導室）

【施策の方向性】

ア) 教員の授業改善・指導力向上の推進

○子どもたち一人ひとりの学びの最適化を図り、個性や能力、可能性を伸ばし育てるとと
もに、さまざまな教育課題に適切に対応できるよう、教員研修を充実させます。

- 各校においてはOJT研修を充実させ、校内外の研修を通して人材育成を図ります。
- 服務事故防止に向けた効果的な研修を繰り返し行うとともに、校長のリーダーシップの下、教員一人ひとりが服務事故の防止について意識を高め、子ども、保護者及び地域からの信頼の確保に努めます。

【6年度の実施事業】

- ④⑧年次研修や必置研修、担当者研修など、市で行う研修日程等を一元化した研修案内「くるナビ」を作成し、さまざまな教育課題等について、教員が計画的に研修できるようにします。
〔指標：教員の資質・能力の向上を図るため、「くるナビ」を活用した学校の割合100%〕
- ④⑨指導教諭及び「東久留米市授業マイスター研修」による授業公開や、指導主事による学校訪問等を通して、各学校における人材育成の活性化を図ります。
〔指標：全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加していますか」の設問に肯定的な回答をした学校の割合90%以上〕
- ⑤⑩「東久留米スタンダード（服務規律編）」を活用し、各学校において服務事故防止に向けた研修を繰り返し行います。
〔指標：「東久留米スタンダード（服務規律編）」を活用して、服務事故防止研修に取り組んだ学校の割合100%〕

イ) 教育センター機能の充実

- 教員研修を充実させるとともに、ICT教育の推進や教育環境の整備のため、教育センター機能の一層の充実に努めます。
- 専門性のある人材による教育相談体制を充実させ、児童・生徒や保護者に寄り添い、不安や悩みの解消に努めます。

【6年度の実施事業】

- ⑤⑪若手及び中堅教員等に対する研修・支援のため、教育アドバイザーを継続的に派遣するとともに、学校からの要請に応じて情報教育支援員や心理士等を派遣します。
〔指標：ライフ・ワーク・バランス満足度調査において、「現任校で働くことにやりがいや楽しさを感じている」の設問に肯定的な回答をした教員の割合90%以上〕
- ⑤⑫スクールカウンセラーや相談室など、相談機関を網羅したリーフレットを作成するとともに、スクールソーシャルワーカーによる支援体制を拡充します。
〔指標：中央相談室及び滝山相談室における教育相談の件数 前年比5%増〕

基本施策2 児童・生徒の安全の確保

(1) 地域や保護者と連携した防災教育の推進（指導室）

【施策の方向性】

- 教育活動全体を通して、学校の安全・安心につながる自助・共助の考え方に基づく実践力が児童・生徒に身に付くよう、防災教育に取り組んでいきます。
- 災害時に備え、保護者や地域と連携した避難訓練を引き続き実施するとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう促していきます。

【6年度の実施事業】

- ⑤③東京都教育委員会等が発行する指導資料等を活用し、児童・生徒の防災意識を高め、啓発活動を進めます。

〔指標：「防災ノート～災害と安全～」及び「東京マイ・タイムライン」等を活用し、防災に対する意識を醸成した学校の割合100%〕

- ⑤④東京都教育委員会等が発行する「安全教育プログラム」等を参考とし、毎月の避難訓練の充実を図るとともに、地域団体等による防災訓練への参加について啓発します。

〔指標：さまざまな想定避難訓練を教育課程に位置付け、毎月1回以上実施した学校の割合100%〕

(2) 通学路の安全対策（学務課）

【施策の方向性】

- 子どもたちの安全な通学のため、「東久留米市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路点検を毎年実施し、必要に応じた対策を講じていきます。

【6年度の実施事業】

- ⑤⑤「東久留米市通学路交通安全プログラム」による通学路点検を、道路管理者、管轄警察署、学校関係者、保護者等と合同で実施します。点検結果は、内容に応じて、各所管に対策を依頼します。

〔指標：通学路点検を小学校ごとに年1回実施〕

基本施策3 質の高い教育の基盤となる環境の整備

(1) 着実かつ効果的な施設保全の実現（教育総務課）

【施策の方向性】

- 学校施設の標準耐用年数（60年）の到来に当たり、目標耐用年数（75年）までの施設使用の可否を判断するため「耐力度調査」を実施し、効果的な施設保全の実現に向けた取り組みを推進します。

- 学校施設の老朽化の対応について、損耗や機能低下に対しては、日常の安全点検を徹底し、事故の未然防止を図るとともに、危険箇所や不具合箇所の早期発見に努め、簡易修繕を実施するなど、緊急度や危険度に応じた対応に努めます。同じく老朽化が進むプールの在り方について、施設及び水泳授業に係る課題を整理しながら、民間事業者と連携した取り組み等の幅広い視点から検討を進めます。

- トイレの洋式化及び特別教室の空調設備など教育環境の改善に向けて、財源の確保に努めるとともに、これらの課題に優先順位を付けて整備を進めていきます。

また、普通教室の空調設備更新を適切な時期に実施するため、その対応の検討に取り組めます。

【6年度の実施事業】

- ⑤⑥第九小学校及び西中学校で耐力度調査を実施します。

- ⑤⑦トイレや空調設備など教育環境の改善については、第六小学校北校舎棟西側及び西校舎棟のトイレ改修を含めた中規模改修ほか工事、第一小学校南校舎棟トイレ改修工事、第五小学校

体育館棟トイレ改修工事を実施します。また、トイレ改修工事の実施にあたり、第一小学校南校舎棟及び久留米中学校南校舎棟の実施設計業務委託を実施します。

〔指標：トイレの洋式化整備目標 81.4%〕

(2) ICT環境の整備 (教育総務課・指導室)

【施策の方向性】

- 国の「教育のICT化に向けた環境整備計画」が令和6年度末に終期を迎えることから、次期ICT環境整備方針の策定に向けた国の審議の動向に注視していきます（教育総務課）。
- ICT環境の整備等の推進に向けては、教育ネットワークや運用管理等に係る業務に対応していくとともに、係る経費について財源の確保に努めます（教育総務課）。
- ICT支援員を活用した一人1台端末の操作支援に加えて、授業における効果的な活用を目的とした、教職員の授業計画への支援や校内研修の実施等を行います（指導室）。
- ICT機器や一人1台端末に係るアプリケーションの活用や授業への導入など、各校の実践を紹介し合い、より効果的な活用に関する研修を通して、個別最適な学びと協働的な学びを推進します（指導室）。
- 児童・生徒が生成AIを使う可能性を踏まえ、情報の真偽を確かめる習慣を身に付けるなど、情報活用能力を育む教育活動を推進します（指導室）。

【6年度の実施事業】

- ⑤⑧本計画期中における一人1台端末の活用・更新に向けて、国や都の動向、他自治体の事例を注視しつつ、環境整備についての検討を実施します。
〔指標：国の要請に基づくICT環境の整備に係る整備事業計画の策定〕
- ⑤⑨一人1台端末の操作や効果的な活用、授業計画の立案や研修実施に資するため、各学校にICT支援員を配置します。
〔指標：全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「コンピュータなどのICT機器の活用に関して、学校内外において十分に必要なサポートが受けられていますか」の設問に肯定的な回答をした学校の割合50%以上〕
- ⑥⑩ICT教育推進リーダー研修を開催し、一人1台端末の活用等に関する事例開発に取り組むとともに、各学校に向けて紙面による成果報告を行います。
〔指標：全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「教員がコンピュータなどのICT機器の使い方を学ぶために必要な研修機会がありますか」の設問に肯定的な回答をした学校の割合90%以上〕
- ⑥⑪情報活用能力の育成を教育課程に位置付け、各教科等において、調べる、まとめる、伝えるなどの学習活動の充実を図ります。
〔指標：全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「児童・生徒が自分で調べる場面では、児童・生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか」の設問に、週1回以上と回答をした学校の割合 小学校90%以上 中学校70%以上〕
〔指標：全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「児童・生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面では、児童・生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか」の設問に、週1回以上と回答をした学校の割合 小学校80%以上 中学校50%以上〕

(3) 学校の適正規模・適正配置の検討（学務課）

【施策の方向性】

- 各年度における児童・生徒の動向に注視しつつ、校舎等の老朽化の程度や広さ等の物理的要素、通学距離・時間や安全性を考慮した通学区域・調整区域の設定、市域における配置バランスといった地理的要素などを総合的に勘案し、適正規模・適正配置に向けた必要な検討を行っていきます。

【6年度の実施事業】

- ⑥②東京都が公表する教育人口等推計を基に児童・生徒数の動向に注視し、適正規模・適正配置について現状把握するとともに、必要に応じて調整区域の設定を見直すなどの、弾力的な運用も検討していきます。

〔指標：教育人口等推計値を関係課と共有した上で調整の場を持つ〕

Ⅱ 市民の学びを地域に生かす生涯学習

Ⅰ 市民のニーズに応じた生涯学習活動の充実

基本施策1 生涯学習活動に対する支援の充実

(1) 生涯学習・交流の機会の提供（生涯学習課）

【施策の方向性】

指標：現状8.7%である「市の事業を通じて生涯学習活動を始めた人の割合」を10%とする。

- 人生100年時代における豊かな生活を送れるよう、市民がいつでもどこでも学習機会を持てるような仕組みづくりを行い、関連情報の周知及び発信を行います（市ホームページやSNS等の活用・生涯学習事業を一括掲載した年間（年度）カレンダーの発行など）。
- 団体や市民が連携し、行政が支援協働する体制づくりを推進することも必要です。市民活動団体への支援を継続するとともに、連携を促進していきます（市民大学・青少年教育・家庭教育等の各種事業の継続実施）。

【6年度の実施事業】

- ⑥③市民に生涯学習事業を周知するため一括掲載したカレンダー（生涯学習関連事業日程）の発行を継続し、指定管理者による「まろにえ通信」やSNS等の運営により、広く情報提供・情報発信を行っていきます。
〔指標：まろにえ通信を四半期ごとに発行、イベント情報を月1回以上SNSで発信〕
〔指標：市の事業を通じて生涯学習活動を始めた人の割合を前年度比増〕
- ⑥④市民大学事業（中期コース）について、市民大学運営委員会による企画運営により、公開講座を含めさまざまな学びにつながるコース編成とします。

(2) 生涯学習環境の整備（生涯学習課）

【施策の方向性】

- 施設の老朽化対策について、本市が進めるこれからの50年間を見据え、新たな付加価値を加えようとする未来志向の公共施設マネジメントに沿った対応を進めるとともに、施設機能の維持に必要な改修工事に努めます。

○運営は引き続き指定管理者の活用を図り、利用しやすい施設づくりのための方策を協議していきます。また、指定管理者制度の特性を生かした独自の知見等による市民の自主的活動のサポートや良質なホール事業、講座事業の提供を行っていくとともに、民間のノウハウを生かした施設の管理を継続して行います。

【6年度の実施事業】

- ⑥利用しやすい施設づくりに向け、指定管理者と毎月定例会を実施します。また、指定管理者制度の特性を生かし、多様なジャンルのホール事業や生涯学習事業を行っていきます。
〔指標：ホール事業を7回以上、生涯学習事業を20回以上実施〕

基本施策2 地域教育資源の活用と地域コミュニティの形成

(1) 地域資源を活用した学校との協働活動の推進（生涯学習課）

【施策の方向性】

- 家庭、地域、学校が連携できるよう幅広い層の地域住民、団体等が参画し相互にネットワークを形成することにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える仕組みづくりの構築に努めます。

【6年度の実施事業】

- ⑥子どもたちの学びや成長のため、指定管理者や文化協会と連携し、青少年教育事業（ジュニアクラブ）や子どもと大人の体験塾を実施します。
〔指標：青少年教育事業（ジュニアクラブ）の活動を11回実施〕

(2) 子どもの居場所づくり・放課後子供教室の推進（生涯学習課）

【施策の方向性】

- 指標：「放課後子供教室の参加人数」を令和5年度実績から10%伸ばす。
○地域の方々の積極的な参加・協力を得ながら、放課後子供教室の充実に努めます。

【6年度の実施事業】

- ⑥放課後子供教室の実施にあたり、地域との協働としてボランティア等による地域住民・企業との交流活動を実施していきます。また、チラシでの事業周知に加え、動画等でプログラム内容を紹介していきます。
〔指標：「放課後子供教室の参加人数」を令和5年度実績から2%増〕

(3) 中学校部活動の地域連携（指導室・生涯学習課）

【施策の方向性】

- 中学校部活動の地域連携・地域移行の推進に向けた協議会を設置し、地域のスポーツ・文化関係団体等との連絡調整を行うコーディネーターの配置を視野に入れた検討を進めます。

【6年度の実施事業】

- ⑥各学校の部活動の状況、地域の指導者（団体）の状況等について調査、研究、検討を進めます。

Ⅱ 歴史・文化・情報拠点としての図書館サービスの充実

基本施策１ 効率的で持続可能な図書館運営の推進

(１) 資料・情報提供の充実と学習支援（図書館）

【施策の方向性】

- 蔵書収容スペースの確保、ＩＣＴの活用、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を行いながら、全ての市民が図書館サービスを享受できるよう機能の充実を図ります。
- 市民ニーズの多様化に対応した資料・情報の収集を継続し、市民の生活や仕事に関する課題解決のための支援やレファレンスサービスの充実を図ります。
- インターネットで得られる情報を活用する上で、必要な知識の習得のための資料提供を行うとともに情報活用講座を開催し、情報収集と活用について理解を深める機会を設けます。
- フリーWi-Fiやインターネットが閲覧できるタブレット端末の設置を行うとともに、オンラインデータベースや国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用などさまざまな形での情報提供を行っていますが、引き続きＩＣＴを活用した新たな資料提供の方法について情報収集を進めます。
- 読書と図書館の利用に特別な支援が必要な方に適したさまざまな形式の資料（大活字本、点字付き図書、デージー図書などのバリアフリー資料等）の収集と、マルチメディアデージー図書の館内閲覧と貸出を進めます。
- 図書館ボランティアの活動や生涯学習の成果を活用する機会の提供など、交流と学びを創造する文化拠点となるよう市民と協働して取り組みます。

【６年度の実施事業】

- ⑥⑨図書館資料の利用やインターネットの活用により、利用者が必要としている情報を提供し、レファレンスや講座を通じて、情報リテラシーの獲得を支援します。
- ⑦⑩収集方針等に基づく多様な資料を収集・整理・保存します。
- ⑪⑫デージー図書の作成・貸出、音訳ボランティアの養成などを継続し、図書館利用に障害のある人も含め、誰もが利用しやすい図書館サービスを提供します。
- ⑬⑭市民の交流の場として、図書館を知り・楽しみ・共に考える「図書館フェス」を継続して実施します。
〔指標：市民アンケート調査において図書館を利用したことがある市民の割合７０％〕
〔指標：利用者満足度調査において「所蔵している資料の内容」に「満足」「やや満足」と回答した利用者の割合８０％〕

(２) 地域資料・行政資料の収集・保存（図書館）

【施策の方向性】

- まちの歴史や文化を次代に継承するため、本市に関する地域資料・行政資料の収集、保存と保存に適した環境整備を図ります。
- 市が刊行した発行物である行政資料は関係所管課と連携し、組織として体系的な収集とデータベース化を継続します。

【６年度の実施事業】

- ⑮⑯東久留米市立図書館地域資料収集基準に基づき、本市に関する資料の収集と保存を継続します。
- ⑰⑱本市の歴史や文化を市民が語り伝えるオーラルヒストリー事業「語ろう！東久留米」を継続し、記録冊子を発行します。また地域資料を活用した展示など利用者が興味を持つきっかけとなり、今後の資料収集にもつながる事業を実施します。

（３）子ども読書活動の推進（図書館）

【施策の方向性】

- 「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」を検証し、令和７年３月策定予定の「第四次計画」において、関係所管と連携して切れ目のない活動を推進します。
- 読書と図書館利用促進のため、多くの子どもたちに興味を持ってもらえる事業の展開と学校との連携を進めます。

【６年度の実施事業】

- ⑦⑤「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催など学校との連携や、子ども読書応援団の運用など、「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書や図書館利用を推進する事業を行います。
- ⑦⑥読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組みとして、バリアフリー資料（ＬＬブック、さわる絵本など）や多言語資料など、多様な資料の紹介、提供を行います。
- ⑦⑦「第四次東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定します。

Ⅲ 市民協働による文化財の保護・活用

基本施策１ 郷土の文化財の保護・活用

（１）文化財の調査と保護の推進（生涯学習課）

【施策の方向性】

- 引き続き、郷土資料室所蔵の近代行政文書の調査・整理・台帳作成及び昆虫標本の整理・目録を作成していきます。
- 引き続き、宅地造成などの開発等に伴う埋蔵文化財保護の調整、立会、試掘、確認調査を実施していきます。
- 川岸遺跡の遺物の移管にあたり必要となる保存スペースを確保したので、今後、遺物を移管していきます。

【６年度の実施事業】

- ⑦⑧ホームページに掲載する情報の充実に加え、新たな情報発信の方法を検討します。
また、文化財説明板の設置及び老朽化した既存の説明板の補修を行います。
〔指標：出版物「くるめの文化財」の編集・発行〕
- ⑦⑨川岸遺跡をはじめ近年実施された埋蔵文化財の発掘調査による出土遺物など、新たに増加する文化財資料を適切に収蔵します。

（２）文化財の活用と確実な伝承・継承の推進（生涯学習課）

【施策の方向性】

- 引き続き、市指定の無形民俗文化財の継承のため必要な支援を行っていきます。
- 市民による文化財ボランティア等の活動支援を行っていきます。
- 東久留米市史編纂に向け、引き続き、文化財資料の収集・保管するとともに、市長部局等の関係機関と連携・協力に努めます。

【６年度の実施事業】

- ⑧⑩無形民俗文化財の継承のため、関係団体に対し、お囃子の太鼓や衣装などの修繕費の補助及び支援に努めます。また、国や都からの補助金の活用などを調査していきます。

⑧郷土資料室において、子どもたちを対象とした夏の昆虫展を実施します。

〔指標：夏の昆虫展の期間中に講師を招いての展示解説を三日間行う〕

Ⅳ スポーツとの触れ合いを広げる市民スポーツの振興

基本施策Ⅰ「東久留米市スポーツ健康都市宣言」に基づく市民スポーツの振興

(1) スポーツに親しめる機会の充実（生涯学習課）

【施策の方向性】

- 障害者スポーツの普及を図るため、スポーツ推進委員会を中心にボッチャの普及啓発に取り組んでいきます。
- 東久留米市民駅伝大会や「高崎市はるな梅マラソン」の選手派遣（地域間交流）、スポーツ教室の実施など、市民がスポーツに触れる機会が多くなるように取り組んでいきます。
- 市ホームページなどを活用し、スポーツに関する各種の情報提供及び教室事業や大会事業を実施することで、スポーツを行う頻度の向上に努めます。
- スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続するとともに、連携を促進していきます。

【6年度の実施事業】

⑧今後はスポーツ健康都市宣言を行った10月1日からスポーツの日である10月第2月曜日までを中心とした期間を「スポーツ健康ウィーク」とし、庁内及び関係機関等と連携してスポーツや健康に関するイベントを実施し、それらの情報を取りまとめて発信します。

〔指標：15以上のイベントの実施及びポスター、ホームページ、SNSによる情報発信〕

⑨市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実に、指定管理者や体育協会とともに進めていきます。

(2) スポーツ環境の整備（生涯学習課）

【施策の方向性】

- 運動施設の適切な維持管理を行うため、日常点検とメンテナンスを行うとともに、施設の長寿命化に向けて「施設整備プログラム」に基づく改修工事等を実施していきます。
- スポーツをする場の充実のため、スポーツセンター周辺整備について東京都との協議を進めるなど、場の確保に努めていきます。
- スポーツセンターは引き続き指定管理者の活用を図り、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、民間のノウハウを生かしながら、施設の安全で安定的な管理を進めていきます。

【6年度の実施事業】

⑨体育施設の適正な維持管理や長寿命化を促進するために、施設、設備の適正な日常点検とメンテナンス、早期修理、計画的修繕を実施します。なお、スポーツセンターは省電力化に繋がる太陽光発電設備の設置、照明設備の全館LED化を進めていきます。

東久留米市第3次教育振興基本計画 令和6年度事業計画
発行／東久留米市教育委員会

〒 203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

Tel 042-470-7777 Fax 042-470-7811

E-Mail: kyoiku-somu@city.higashikurume.lg.jp

URL: <http://www.city.higashikurume.lg.jp/>